

第1092回教育委員会会議録

1 日 時 平成31年1月23日(水) 午前10時00分～午前11時05分

2 場 所 教育委員会室

3 出席者 東村教育長 西野委員 南部委員 原委員 山本委員
松田教育振興監 佐々木学校教育幹 片柳教育政策課長
巢守学校振興課長 清川高校教育課長 中森課長(高校学力向上)
浦井義務教育課長 山本課長(小中学力向上)

4 議 題

日程第1 第36号議案 福井県いじめ防止基本方針の改定について

日程第2 第37号議案 南部陽一郎記念ふくいサイエンス賞受賞者の決定について

5 審議事項

(1) 開会宣告 午前10時00分

(2) 会議録署名人の指名 南部委員 山本委員

(3) 議事要録

教育長 本日の日程第2 第37号議案、協議報告事項の3については、事務執行上、公開が適当でないことから、非公開とする旨発議。

—————当該議案を非公開と決する—————

教育長 日程第1、第36号議案を議題

義務教育課長 資料に基づき説明

南部委員 「いじめの定義と判断」について、ふざけ合いなどのいじめをどのようにして拾い上げていくのか。

義務教育課長 毎月、学校ではアンケート形式でいじめ調査を実施している。その中で、いじめに該当するものがないかを聞き取っていく。該当する事案があった場合には、子どもと面談をして、さらに詳しく調べて確認をしていく。

南部委員 アンケートは生徒を対象としたものか。また、アンケートの様式みたいなものを、県が作成して配っているのか。

義務教育課長 各学校で独自にアンケートを考えている。

原委員 「いじめの防止等のための取組に係る項目を学校評価に位置づけ」とあるが、どのように評価していくのか。

義務教育課長 各学校では、校長先生が中心になってスクールプランを作成しており、この中には、いじめに対する学校の対応についての項目を入れることになっている。年度末には、このスクールプランをもとに、いじめに対する取組みについて先生方が振り返り、評価を行っている。

原委員 特別な配慮が必要な児童生徒について、この改定では東日本大震災で被災した児童生徒が対象となっている。現状では、被災によって避難している児童生徒は東日本大震災だけだと思うが、今後、災害が発生した場合に、そこで被災した児童生徒についても配慮していくのか。
また、東日本大震災に限定している理由は、何かあるのか。

義務教育課長 国の改定方針に出ていた内容であるので、今回の改定に入れた。

教育長 東日本大震災の場合には、放射線被爆に関するいじめがあるので、国の改定内容に含まれることになった。

西野委員 インターネットやSNSの利用に関して、これらによるトラブルが原因で起こるいじめは、ふざけ合いやけんかとは異なり、表面的に見えないものが多いので対処が難しい。SNSなどによるいじめに関する方針は、今回の記載内容だけにとどまるのか。

義務教育課長 今回の改定の中では、インターネットに関する内容は記載の通りである。しかし、とても大切なことであるので、インターネットの使い方に関するリーフレットを保護者に配布したり、学校でスクールカウンセラーとの面談の中で、困っていることがないかを常に確認したりするなど、注意を払っていく。

西野委員 SNSなど、インターネットによるいじめ等の問題は、大人が考えている以上に速く進展していく。より迅速に問題を把握し適切に対応することで、深刻化を防ぐことができる。今後もより一層力を入れて取り組んでほしい。

教育長 基本方針には、インターネットによるいじめを防止するため、情報モラルに関する教育等を推進し、教員の研修を図るという記載がある。国もSNSによるいじめに対しては注視しており、今後改定していく可能性もあるので、歩調を合わせていきたい。

南部委員 方針の中に、「児童生徒や保護者がインターネットの危険性や注意点等について共に考える機会を設ける」とあるが、具体的にどのように取り組んでいくのか。

義務教育課長 本県では、毎年PTAの地域別研修会を実施している。その中で、大学の先生や研究者などの専門家による講演や保護者同士での情報交換を行っている。

教育長 初めて携帯電話やスマートフォンを持つことが多い小・中学生については、学校からPTAに対して、使用に関する注意点やフィルタリングの重要性を伝えている。

中・高校生になると、生徒会独自でスマートルールを作成し、決議するなど主体的な取り組みが行われている。

南部委員 改定のサイクルは、どうなっているのか。

義務教育課長 いじめ防止等のための基本的な方針について、国が最初に定めたのは平成25年であり、改定を平成29年3月に行った。福井県では平成26年3月に基本方針を定め、今回、改定を行う。

国会では、新たな改定に向けた動きも出てきており、近い将来、少し動き出すものと思われる。

教育長 県では、国から出された方針を学校現場で読みやすいように少し作り直している。これからも、必要に応じて改定を進めていきたい。

教育長 第36号議案について、原案に対する異議の有無を確認

—————原案どおり可決—————

◎協議・報告事項

(1) 平成31年度政府予算案の概要について

(2) 高校生の就職状況について

南部委員 昨年度12月時点で70名程度の未内定者がいたとなっているが、その後の3月末までの就職状況について、その経緯を教えてほしい。

高校教育課長 昨年度の未内定者は、70名から3名になった。3名の中で1名は内定をもらったのだが、その後生活パターンが崩れてしまい、就職できなくなった。また、運転免許の取得が内定の条件だったが、取得できずに就職できなかった生徒もいた。

南部委員 今後、今年度の未内定者の60名についても、全員が就職できるように取り組んでほしい。

高校教育課長 もちろん未内定者0名を目指したいのだが、例年2名から3名程度就職できずに4月を迎えてしまう。今年は、そうならないように頑張っていきたい。

教育長 就職できないと、アルバイトや非正規として働くことになるのか。

高校教育課長 そうなるケースが多い。ただし、現状は求人倍率が高いので、就職できなか

った個々の課題について改善していれば、年度途中でも採用してくれる場合もあると思う。

西野委員 就職後の離職率に関する調査は行っているのか。例えば、データとして離職率の高い企業というのが分かっているならば、離職率を減らす意味でもその後の就職指導に役立つのではないか

高校教育課長 各高校は、就職先の企業に対して、毎年6、7、8月ごろに、卒業生の勤務状況などを把握するための調査を行っている。就職後に、求人票を見て、給与や福利厚生などで条件面の良い企業を目指して離職する場合もある。離職する割合の高い企業に関する情報については、次年度の就職指導の資料として活用している。

原委員 就職先の企業について、県内と県外の比率はどうなっているのか。

高校教育課長 私立高校については分かっていないが、県立高校だけの数字を言うと、就職内定者の92%が県内企業である。

(3) 高志中学校入試結果について

教育長 日程第2、第37号議案を議題

高校教育課長 資料に基づき説明

教育長 第37号議案について、原案に対する異議の有無を確認

—————原案どおり可決—————

教育長 本日の会議の終了を宣言

6 閉会宣言 午前11時05分